

平成 2 4 年 1 1 月 5 日
千 葉 県

出荷制限指示後の管理の考え方
－野生鳥獣（イノシシ）－

1 出荷制限

県内の野生獣肉処理加工施設では、現在、野生イノシシの肉の出荷を自粛している。

県内で捕獲された野生イノシシの肉の市場への流通は、野生獣肉処理加工施設から出荷されており、新規に入手することはないが、市町村や狩猟関係団体等を通じて、狩猟者及び有害鳥獣対策関係者等に対し、野生イノシシの肉の自家消費についても慎重に対応するよう要請している。

また本県としては、捕獲された野生イノシシの肉が県内外を通じて市場に流通することがないように、野生獣肉処理加工施設、狩猟者及び有害鳥獣対策関係者等に対し、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の徹底を要請していく。

2 放射性物質検査

本県では、狩猟期間前をはじめ野生イノシシの捕獲が行われた場合に検査をしたところであるが、今後も計画的な放射性物質検査を継続して実施していく。